

# 鳥取県ふるさと産業支援事業補助金の事務手続きについて

## 1. 実施計画書提出

- 交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。(様式第1号、第2号、第3号)  
\* 訂正などお願いすることがありますのでなるべく早く提出してください。  
\* 必要に応じて面談を実施します。

## 2. 交付申請書提出 (着手の20日前まで)

- \* 提出書類: 交付申請書、事業計画書及び収支予算書、振込依頼書(概算払希望の場合)

## 3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

- \* 交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 4. 事業着手

- \* かならず交付決定を受けてから着手してください。  
【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 5. 研修報告書

- \* 15日以上研修を証明する研修報告書を作成してください。  
毎月の概算払いを希望する場合は、毎月月初に前月の研修報告書と、  
研修者への支払い証明・家賃支払い証明を提出してください。

## 6. 事業完了

- \* 事業の完了とは: 補助対象経費の支払いがすべて完了した日

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

- 実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

- ※提出書類:  
・実績報告書  
・収支決算書  
・振込依頼書(概算払でない場合)